

■許可を要しない工事 ※詳細は盛土ハンドブック（概要編）第2の5参照

区分	具体的な内容
<p>公共施設用地（法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）（※1）</p>	<p>道路、公園（※2）、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する施設（学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設）</p>
<p>災害の発生のおそれがないと認められる工事（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取等（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取等（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等、土地改良事業に準ずる事業 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲への土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事（地方住宅供給公社・土地開発公社・日本下水道事業団・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構・独立行政法人水資源機構・独立行政法人都市再生機構） ・ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超える宅地造成

	<p>又は特定盛土等のうち、高さが2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差(※3)が50cmを超えないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが2 mを超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が300 m²を超えないもの ・面積が500 m²を超える土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積(※4)であって、当該工事に使用する土石(※5)又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(※6)又はその付近(※7)に堆積するもの
--	---

- ※1：公共施設用地における工事で発生した残土を公共施設用地外で処分する場合や公共施設用地で使用する土石を公共施設用地外の離れた場所で堆積する場合は、本法の規制対象となる。
- ※2：公園は都市公園法による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含む。
- ※3：「標高の差」とは、鉛直方向の厚さをいう。
- ※4：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。
- ※5：「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指すが、これに加え、工所用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む。
- ※6：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）についても状況に応じて工事の現場として取り扱う。
- ※7：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。